

おなじくその他の割合が、精神科病院では1.8%（内訳は、大学病院0.2%、国立病院0.6%、都道府県立病院0.6%、指定病院1.9%、非指定病院2.7%）、精神科診療所等では1.1%、精神保健福祉センターでは0%、その他では0.1%であり、全体の平均は1.6%であった。

#### D. 考察

##### 1. 調査票の変更について

平成14年度は調査票にあらたに「平成14年6月1ヶ月間に勤務等の状況に移行したもの」および「平成14年6月30日における利用実人員の居住地」の項目を追加した。

移行状態を調べることにより、精神科デイケア等を利用したもののその後の経過が把握可能となり、精神科デイケア等の効果を評価する指標が得られた。

また居住地を調査することによって精神科デイケア等が地域生活支援に果たしている役割を評価する指標がえられた。

##### 2. 調査結果の概要について

全国の精神科病院のうち、精神科デイケア実施施設の割合は、平成12年42.4%、平成13年46.1%、平成14年48.9%と着実に増加しているが、いまだ5割に達していない。

おなじく精神科ナイトケア実施施設の割合は、平成12年4.9%、平成13年5.0%、平成14年5.3%と微増している。

おなじく精神科デイナイトケア実施施設の割合は、平成12年7.2%、平成13年8.1%、平成14年9.5%と徐々に増加しているが、1割に満たない現状にある。

おなじく老人性痴呆疾患デイケア

実施施設の割合は、平成12年6.8%、平成13年6.8%と変わらなかつたが、平成14年には7.7%に増加している。

デイケア等を実施している病院の外来患者のうち、デイケア等の延べ利用者数は、平成12年37万人、平成13年42万人、平成14年46万人と増加しており、割合では平成12年18.0%、平成13年19.0%、平成14年20.4%と増加している。

都道府県別に病院の精神科デイケアの普及率をみると地域間格差が相変わらず大きい。

すべての施設の精神科デイケアについて、一人あたりの利用日数は月平均で、平成12年9.7日、平成13年9.4日、平成14年9.3日とわずかに減少している。

おなじく利用率は、平成12年48.1%から平成13年46.4%とわずかに減少したが、平成14年は49.1%へと増加している。

おなじく年間の新規利用者数は1施設あたり平均が、平成12年21.5人、平成13年20.2人、平成14年18.3人と徐々に減少している。

精神科ナイトケアの一人あたり月平均利用日数は平成12年8.5日、平成13年7.5日、平成14年8.7日であった。

おなじく精神科デイナイトケアは平成12年11.2日、平成13年11.3日、平成14年12.3日であった。

おなじく老人性痴呆疾患デイケアは平成12年8.4日、平成13年11.3日、平成14年10.9日であった。

老人性痴呆疾患デイケアの年間新規利用者数の平均は1施設あたり156.7人であった。

今回はじめて、精神科デイケア等の

利用者で平成14年6月1ヶ月の間に勤務等の状況に移行したものの数を調査した。

精神科デイケア利用者で何らかの形で勤務等の状況に移行したもの割合は5.3%、おなじく精神科ナイトケア利用者では9.2%、精神科デイナイトケア利用者では7.2%といずれも高い値を示し、すべてをまとめると5.7%に達していた。

精神科デイケア等の利用者のかなりの割合が勤務等の状況に移行していることが確認された。

さらに精神科デイケア等利用者の平成14年6月30日における居住地についても調査を行ったが、在宅の割合が87.3%、社会復帰施設等が9.7%、高齢者福祉施設が0.2%、その他が1.6%であった。

精神科デイケア等の利用者のほとんどが在宅での生活を維持していることが確認された。

## E. 結論

平成14年6月30日付で行われた厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課の調査のうち、精神科デイケア等の状況に関する調査を分析し、平成12年6月30日調査および平成13年6月30日調査との比較を試みた。

調査票の変更により、精神科デイケア等の効果と精神科デイケア等が地域生活支援に果たしている役割を評価する指標がえられた。

精神科デイケア実施施設数ならびに利用者数は着実に増加し、外来患者に占める利用者の割合も徐々に増加している。

その一方で、精神科デイケアの利用日数、新規利用者数はわずかながら減

少しており、運営上の工夫が必要と考えられる。

病院における精神科デイケアの普及率に相変わらず都道府県格差を認める。

精神科ナイトケアおよび精神科デイナイトケアの発展は引き続き今後の課題である。

老人性痴呆疾患デイケアはわずかに増加しているが、介護保険制度におけるデイサービスとの役割分担が引き続き検討課題である。

精神科デイケア等利用者のかなりの割合が勤務等の状況に移行しており、その効果が確認されるとともに、精神科デイケア等が地域生活支援に重要な役割を果たしていることが確認された。

## F. 健康危険情報

とくになし。

## G. 研究発表

なし。

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

病院精神科デイケアの普及率の比較

順位	平成14年調査		平成13年調査		平成12年調査	
	都道府県名	普及率(%)	都道府県名	普及率(%)	都道府県名	普及率(%)
1	沖縄	79.2	沖縄	75.0	佐賀	73.7
2	佐賀	73.7	佐賀	73.7	岩手	72.7
3	岩手	72.7	岩手	72.7	沖縄	70.8
4	新潟	70.6	新潟	71.0	新潟	67.7
5	鳥取	70.0	三重	68.4	山梨	63.6
6	三重	68.4	山梨	63.6	鳥取	63.6
7	山形	66.7	鳥取	63.6	川崎市	62.5
8	大阪府	66.1	川崎市	62.5	大阪府	58.6
9	山梨	63.6	大阪府	62.1	三重	57.9
10	静岡	63.2	石川	61.9	神奈川	57.6
11	熊本	63.0	神奈川	60.6	石川	57.1
12	石川	61.9	静岡	59.5	愛媛	56.5
13	愛知	61.5	愛媛	56.5	名古屋市	56.3
14	和歌山	61.5	愛知	56.4	山形	55.6
15	神奈川	58.8	名古屋市	56.3	静岡	54.1
16	滋賀	58.3	山形	55.6	和歌山	53.8
17	札幌市	57.9	和歌山	53.8	愛知	52.5
18	愛媛	56.5	千葉	53.2	香川	52.4
19	名古屋市	56.3	札幌市	52.5	奈良	50.0
20	千葉市	55.6	香川	52.4	熊本	50.0
21	京都府	55.6	福岡	50.8	札幌市	50.0
22	福岡	55.6	長野	50.0	北九州市	50.0
23	香川	52.4	奈良	50.0	長野	48.4
24	茨城	51.4	熊本	50.0	福岡	46.9
25	千葉	51.1	大分	50.0	京都市	46.2
26	川崎市	50.0	宮崎	50.0	富山	45.2
27	奈良	50.0	北九州市	50.0	千葉市	44.4
28	大分	50.0	京都市	46.2	京都府	44.4
29	宮崎	50.0	富山	45.2	東京都	44.1
30	北九州市	50.0	京都府	44.4	宮崎	42.3
31	広島	48.3	島根	44.4	神戸市	41.7

3 2	横浜市	4 8 . 0	千葉市	4 4 . 4	埼玉	4 0 . 7
3 3	福岡市	4 7 . 8	東京都	4 3 . 6	岡山	4 0 . 7
3 4	群馬	4 7 . 4	高知	4 1 . 7	茨城	4 0 . 5
3 5	東京都	4 6 . 6	神戸市	4 1 . 7	千葉	4 0 . 4
3 6	京都市	4 6 . 2	広島	4 1 . 4	群馬	4 0 . 4
3 7	福島	4 5 . 9	埼玉	4 0 . 7	広島市	4 0 . 0
3 8	長野	4 5 . 5	岡山	4 0 . 7	福岡市	3 9 . 1
3 9	岐阜	4 5 . 0	群馬	4 0 . 0	島根	3 8 . 9
4 0	岡山	4 4 . 4	岐阜	4 0 . 0	広島	3 7 . 9
4 1	広島市	4 3 . 8	横浜市	4 0 . 0	大分	3 7 . 9
4 2	栃木	4 2 . 9	広島市	4 0 . 0	福井	3 7 . 5
4 3	富山	4 1 . 9	栃木	3 9 . 3	高知	3 7 . 5
4 4	高知	4 1 . 7	福岡市	3 9 . 1	秋田	3 7 . 0
4 5	鹿児島	4 1 . 2	福井	3 7 . 5	横浜市	3 6 . 4
4 6	秋田	4 0 . 7	秋田	3 7 . 0	岐阜	3 5 . 0
4 7	島根	3 8 . 9	青森	3 6 . 0	青森	3 4 . 6
4 8	神戸市	3 8 . 5	鹿児島	3 5 . 3	兵庫	3 4 . 5
4 9	福井	3 7 . 5	茨城	3 5 . 1	滋賀	3 3 . 3
5 0	青森	3 6 . 0	兵庫	3 4 . 5	大阪市	3 3 . 3
5 1	長崎	3 5 . 9	福島	3 3 . 3	鹿児島	3 1 . 4
5 2	埼玉	3 5 . 1	滋賀	3 3 . 3	福島	3 0 . 8
5 3	兵庫	3 4 . 5	仙台市	3 3 . 3	栃木	2 7 . 6
5 4	仙台市	3 0 . 8	山口	3 0 . 3	仙台市	2 7 . 3
5 5	山口	3 0 . 3	徳島	2 8 . 6	徳島	2 3 . 8
5 6	北海道	2 6 . 1	長崎	2 7 . 5	長崎	2 2 . 5
5 7	宮城	2 5 . 0	宮城	2 5 . 0	山口	2 1 . 2
5 8	徳島	2 3 . 8	北海道	2 4 . 7	宮城	2 0 . 0
5 9	大阪市	0 . 0	大阪市	0 . 0	北海道	1 8 . 9

# 平成14年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

精神病院・社会復帰施設等の評価及び情報提供のあり方に関する研究

## 分担研究報告書

### 社会復帰施設の機能に関する研究

分担研究者 寺田一郎（社会福祉法人ワーナーホーム）

**研究要旨：**わが国の社会復帰施設は、昭和63年7月に施行された精神保健法によって初めて法体系の中に位置付けられた。その後、平成8年度から実施された障害者プラン（旧障害者プラン）の数値目標に沿って整備が進められてきたが、平成14年12月に新たに「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が公表された。これによって平成15年度からの新たな達成目標が示されたのだが、地域生活支援センターは650ヶ所から470ヶ所に下方修正され、生活訓練施設は300ヶ所から335ヶ所、通所授産施設300ヶ所から360ヶ所となるなど微増であり今後の5年間の達成目標としては地域生活支援を中心課題とした政策転換の決意は見えてこない。すでに14年度から精神障害者居宅生活支援事業は市町村を実施主体としてスタートし、社会復帰施設と連携しながら72,000人の受入体制作りが期待されている。このような状況から社会復帰施設の機能が改めて検証される必要性は高まっている。本研究は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課が行った14年度調査をもとに、社会復帰施設の機能評価を行ったものであり、今後の社会復帰施設の整備、体系の再検討に貴重な資料を提供すると同時に継続的な調査の有効性を確認することができた。

#### A. 研究目的

わが国の精神保健福祉施策について、「今後の精神保健医療福祉施策について」（平成14年12月社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書）は、入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ明確に方向転換を提唱している。さらに具体的な対策を推進するに当たっては、「受け入れ条件が整えば退院可能」な72,000人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ることとされ

ている。

このような状況の中で、社会復帰施設の現状はどのような機能を果たしているのかを継続的に分析することは極めて重要であり、今後の施設体系のあり方を検討する上でも貴重な資料を提供するものである。

#### B. 研究方法

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課では、毎年6月30日付で、精神保健福祉課長から都

道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管部（局）長に「精神保健福祉関係資料の作成について」という文書依頼を行い、全国の社会復帰施設の状況についての資料を得ている。この情報収集は精神保健福祉課の業務の参考にすることを目的としており、全国の社会復帰施設等の協力によって継続され、我が国の精神保健福祉に関する貴重な資料となっている。本研究は平成14年6月30日付で行われた調査の中で社会復帰施設に関する部分を厚生科学研究として解析したものである。13年調査との比較や他の調査データとの比較検討も必要に応じて行った。

### C. 研究結果

#### 1. 精神障害者社会復帰施設等の状況 1) 社会復帰施設等の設置状況

調査時点において全国で設置運営されている精神保健福祉法第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法50条の3の2に規定する精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を調査対象とした。

社会復帰施設の設置状況は、生活訓練施設248ヶ所（前年232ヶ所）、福祉ホーム174ヶ所（B型含む前年137ヶ所）、通所授産施設278ヶ所（前年186ヶ所）、入所授産施設26ヶ所（前年25ヶ所）、福祉工場15ヶ所（前年12ヶ所）、グループホーム987ヶ所（前年874ヶ所）、地域生活支援センター325ヶ所（前年240ヶ所）であった。

社会復帰施設等の設置数を前年同時期と比較すると生活訓練施設16ヶ所6.9%増加、福祉ホーム37ヶ所27.0%増加、通所授産施設92ヶ所49.5%増加、入所授産施設1ヶ所4.0%増加、福祉工場3ヶ所25.0%増加、グループホーム113ヶ所12.9%増、地域生活支援センター85ヶ所35.4%増加であった。

福祉ホーム、通所授産施設、福祉工場、地域生活支援センターの増加率が高い。福祉ホームはB型が施設類型に加わったこと、通所授産施設は小規模通所授産施設が加わったことが原因と考えられ、地域生活支援センターは急速な増加傾向を示している。

旧障害者プランとの比較では、生活訓練施設82.7%、福祉ホーム58.0%、入所授産施設26.0%、通所授産施設92.7%、福祉工場25.4%、地域生活支援センター50.0%、グループホーム107.3%の達成率であった。

なお、新障害者プランでは地域生活支援センターを除いて、数値目標を人数に変更しているが、地域生活支援センターは目標が下方修正されたので達成率は69.1%となる。その他の施設を定員から箇所数に換算した上で達成率を算出すると生活訓練施設の目標数は約335ヶ所で達成率は74.0%、同様に福祉ホームの目標数は300ヶ所で58.0%の達成率、通所授産施設は360ヶ所の目標数に対して77.2%の達成率、グループホームは2,400ヶ所に対して41.1%の達成率である。

入所授産施設と福祉工場は新障害者プランで数値目標が謳われていないのは、今後積極的な施設整備を行わないとの方針を示しているのである。

## 2) 社会復帰施設等の設置者（表1、表2）

社会復帰施設の設置者は他の福祉施設に比べて多様であることが特徴である。グループホームを除く社会復帰施設平均では、施設の41.2%が社会福祉法人、42.2%が医療法人によって設置されており、この両者によって社会復帰施設の大部分が設置されていることがわかる。この傾向に変化はないが、施設の種別によって特徴があるので、種別による傾向を把握することが必要である。なお、今年度は社会福祉法人が幾分増加傾向にあることが窺えた。

生活訓練施設では248ヶ所のうち64.9%（前年64.2%）が医療法人、23.8%（前年23.2%）が社会福祉法人、5.2%（前年6.0%）が地方公共団体によって設置されていた。

福祉ホームでは126ヶ所のうち64.3%（前年68.6%）が医療法人、26.2%（前年23.4%）が社会福祉法人であった。福祉ホームB型は、83.4%が医療法人、8.3%が社会福祉法人であった。

通所授産施設では278ヶ所のうち71.6%（前年66.1%）が社会福祉法人、医療法人が11.5%（前年14.5%）、地

方公共団体が10.8%（前年12.9%）であった。

入所授産施設26ヶ所のうち医療法人が57.7%（前年60.0%）、社会福祉法人が38.5%（前年36.0%）であった。

福祉工場は66.6%（前年66.7%）が社会福祉法人である。

グループホーム987ヶ所のうち40.0%（前年40.3%）が医療法人、25.1%（前年30.4%）が任意団体、18.8%（前年15.7%）が社会福祉法人であった。

地域生活支援センター325ヶ所のうち38.5%（前年37.1%）が社会福祉法人、36.3%（前年40.0%）が医療法人、18.5%（前年15.0%）が地方公共団体であった。

## 2. 利用者の状況（表3）

### 1) 利用者実人員と年代構成

利用者の状況を見るときに、施設毎の利用者の年代構成と定員に対する利用者実人員の割合（以下定員比という）に注目した。

生活訓練施設は5,040人の定員に対し利用者実人員が3,777人（定員比74.9%）（前年74.2%）であった。利用者の年代構成は、40歳～65歳未満が61.5%で、20歳～40歳未満が30.9%であり前年比で年代構成にはほとんど変化はなかった。

福祉ホームは1,286人の定員に対し利用者実人員が1,024人（同79.6%）（前年76.8%）であった。利用者の年代構成は40歳～65歳未満が66.1%、

65 歳以上が 8.4%（前年 10.1%）であった。昨年までは 65 歳以上の年齢層が施設種別で最も高かったが、今年度調査では福祉ホーム B 型、グループホームに次ぐものであった。

福祉ホーム B 型は 968 人の定員に対し利用者実人員 705 人（同 72.8%）であった。利用者の年代構成は 40 歳～65 歳未満が 66.5%、65 歳以上が 20.6% であった。65 歳以上の割合は施設種別で最も高い。

通所授産施設は 6,125 人の定員に対し利用者実人員が 6,317 人（同 103.1%）であり、定員比が社会復帰施設の中で最も高かった。定員を超えて利用者がいるのであるが、通所利用者の出席率は利用者によってばらつきが大きく、また出席率の低い利用者が多い場合には実際に作業に参加する人数は定員を下回るという状況がある。40 歳～65 歳未満が 49.6% であるが、20 歳～40 歳未満は施設種別で最も多く 47.4% を占めている。年代構成は前年とほとんど変化がなかった。

入所授産施設は 714 人の定員に対し利用者実人員が 565 人（同 79.1%）であった。40 歳～65 歳未満の利用者の割合が施設種別では最も高く 69.2%、20 歳～40 歳未満が 23.4% であった。

福祉工場は 421 人の定員に対し利用者実人員が 311 人（同 73.9%）であった。利用者の年代構成は、40 歳～65 歳未満が 54.0%、20 歳～40 歳未

満が 45.3% であった。

グループホームは 5,366 人の定員に対し利用者実人員が 4,797 人（同 89.4%）であった。40 歳～65 歳未満の利用者の割合が多いのが特徴で、68.9% であった。20 歳～40 歳未満は 20.2%、65 歳以上は 8.2% であった。

## 2) 利用前の状況（表 4、表 5）

表 4、表 5 は、平成 13 年度中の新規の利用者について利用前の居住地及び勤務等の状況を示したものである。今回の調査から利用開始前後の居住地（生活の拠点）と勤務等の状況（日中の活動の場）に区分され、利用前後の状況が具体的に把握できるようになった。この整理は、社会復帰施設を利用することによって利用者にどのような変化を来たしたか、つまり社会復帰施設の効果測定を可能にする指標となり得るものである。

調査対象とした社会復帰施設等における平成 13 年度中の新規利用者は、入所型施設合計で 5,104 人、通所型施設合計で 7,585 人であった。

全施設合計 12,689 人を利用前の居住地でみると、53.1% が在宅、30.4% は精神科に入院していた。

施設種別毎にみると、生活訓練施設では 73.5% が精神科からの入所で、自宅からは 19.8% であった。

福祉ホームでは入院していた人が 59.8% であり、他の社会復帰施設からが 22.1%、自宅からが 16.2% である。

福祉ホーム B 型では 77.2% が病院

からであり、病院からの割合は最も高い。

通所授産施設では、利用前に自宅にいた人が 69.9%を占め、以下、社会復帰施設にいた人 17.2%、入院していた人 10.2%である。

入所授産施設では、入院していた人の割合が高くなり、67.7%が入院していた。

福祉工場では、利用前から 75.0%が自宅であった。

地域生活支援センターの場合は、78.0%が自宅である。

グループホームでは精神科に入院していた人 41.1%、他の社会復帰施設等 28.4%、在宅 24.4%などであった。

利用前の勤務等、活動の状況をみると、全体では 30.7%が入院、以下、在宅 25.8%、デイケア等に通っていた人 14.5%、授産施設等への通所 14.3%などであり、常用及び臨時に雇用されていた人は 5.0%であった。

精神科に入院していた人の割合は、福祉ホームB型の 77.2%をはじめとして生活訓練施設、入所授産施設で 7 割前後を占める。

自宅にいた人の割合が高いのは通所授産施設の 40.6%、福祉工場の 37.5%、地域生活支援センターの 37.0%などである。

### 3) 退所後の状況（表6、表7）

13 年度中の退所者は、入所型施設合計で 3,642 人、通所型施設合計で

1,806 人であった。

退所後の居住地についてみると、全施設平均では、在宅が 48.0%、精神科病院 24.3%などが多い。在宅の割合が高いのは、通所授産施設(69.5%)、福祉工場(61.0%)、地域生活支援センター(45.5%)、生活訓練施設(44.0%)などであり、精神科入院では福祉ホームB型(61.5%)をはじめ福祉ホーム(37.6%)、入所授産施設(34.3%)、グループホーム(29.7%)などで割合が高い。

生活訓練施設では、44.0%が家庭復帰しているが、27.9%が再入院し、19.1%が他の社会復帰施設へ入所している。

福祉ホームは、35.7%が家庭復帰、37.6%が再入院している。特に福祉ホームB型では 61.5%が精神科に入院している。

通所授産施設では 69.5%が家庭復帰であるが、もともと在宅の人が通所を中止したものと推定できる。

入所授産施設の退所後は 34.8%が家庭復帰、34.3%が再入院である。

福祉工場の退所者中 61.0%が家庭復帰であるが、これも通所授産施設同様に通所の中止であろう。

グループホーム退所者では、38.1%が家庭復帰となっている。

地域生活支援センターでは利用を止めた人のうち 45.5%が在宅し、12.7%が精神科に入院している。

退所後の勤務等の状況をみると、全施設平均では、5,448 人のうち 24.4%

が精神科に入院し、19.4%は自宅での生活をしている。精神科デイケア等に通っている人は17.2%、授産施設に通っている人は16.1%、常用及び臨時に雇用されている人は9.7%であった。死亡した人も184人、3.4%あった。

社会復帰施設を退所してから日中、何らかの活動をしている人は、生活訓練施設、通所授産施設、グループホームでは5割近くとなっているが、他は2～3割にとどまっている。

#### 4) 授産施設及び福祉工場の事業内容

授産施設と福祉工場での事業内容では、通所授産施設278ヶ所で576種目の事業が行われていた。入所授産施設26ヶ所では51種目の事業が行われていた。いずれも1施設あたり約2種目の事業を行っていることになる。福祉工場15ヶ所でも同様に32種目の事業が行われていた。

部品の組み立て・加工が最も多く118ヶ所、次にパン・食品製造の106ヶ所などに取り組んでいる。

### 3. 職員の状況

回答のあった2,053施設では常勤職員5,819人、非常勤職員2,666人、合計8,485人が勤務している。これらの職員によって17,496人の精神障害者(平成14年6月30日現在の利用実人員数)が何らかの支援を受けながら生活していることになる。

職員の職種による内訳は、医師155

人(うち精神保健福祉士15人)、精神科ソーシャルワーカー2,103人(うち精神保健福祉士1,277人)、看護師・保健師550人(うち精神保健福祉士73人)、作業療法士109人(うち精神保健福祉士14人)、臨床心理技術者64人(うち精神保健福祉士16人)、専門技能を有する者579人(うち精神保健福祉士61人)であった。精神保健福祉士の合計は1,456人で全職員の17.2%に当たる。

### 4. 地域生活支援センター

地域生活支援センターは、地域生活支援の拠点施設として期待を集めている社会復帰施設である。施設長を含めた常勤職員3名と非常勤職員2名が基本の職員配置であり、その業務は①相談業務②日常生活支援③地域交流活動④その他地域の状況にあった業務を行うこととされている。

325ヶ所の地域生活支援センターで27,170人が利用登録をしている(前年18,072人)。

平成13年度中の相談業務は、電話相談が447,930人、面接相談が178,729人、訪問相談が43,684人である。相談業務について地域生活支援センターに業務を委託している市町村は、301ヶ所である。

### D. 考察

#### 1. 新障害者プランと社会復帰施設の設置

旧障害者プランに対してグループ

ホーム（107.3%）、通所授産施設（92.7%）、生活訓練施設（82.7%）の進捗率が高く、福祉工場（25.4%）、入所授産施設（26.0%）が低い結果となった。福祉ホーム（58.0%）と地域生活支援センター（50.0%）がその中間にいる。

このような状況を踏まえてのことかどうかは定かではないが、「今後の精神保健医療福祉施策について」（前掲）では、社会復帰施設の整備について次のように考え方を示している。

- (1) 生活訓練施設は通過施設として引き続き整備する。
- (2) 福祉ホームは、生活の場として引き続き整備する。
- (3) 通所授産施設は作業訓練の場として引き続き整備する。
- (4) 地域生活支援センターは引き続き整備する。
- (5) 入所授産施設及び福祉工場は見直す。

このような具体的な施策の前提として「精神障害者の社会復帰を支援するため、地域移行の推進を前提とした上で、精神障害者社会復帰施設を計画的に整備し、その適切な活用を推進する」（同報告書）ものとした社会復帰施設の充実方針がある。

今後、この基本方針に沿った社会復帰施設の整備が行われるよう期待したい。一方で、社会復帰施設体系を当事者のニーズに合わせて見直しをする、ということも差し迫った課題となってきた。

新障害者プランは、平成15年度からの施設整備の数値目標を示しているが、グループホームが大幅な増加となっている（2,400ヶ所、160%増）ものの、生活訓練施設（約335ヶ所、110%増）や通所授産施設（約360ヶ所、20%増）は伸び率が低下し、福祉ホームは増減がない。さらに地域生活支援センターは650ヶ所から470ヶ所へ下方修正されたのは、前述の社会復帰施設の充実という基本方針と相容れない。地域の実情、地方自治体の判断が考慮されるべきである。

## 2. 地方自治体と社会復帰施設の関係

社会復帰施設等の設置は、全体的には約7割が医療法人（41.2%）と社会福祉法人（30.4%）によって設置されていること、そしてその傾向は変わっていないことを既に指摘した。

ここでは、地方自治体の参入について着目する。都道府県と市町村が設置した社会復帰施設等は、全体で117ヶ所、5.7%である。通所授産施設の10.8%、地域生活支援センターの18.5%が主なものであることは前述した。

設置後も運営をしている自治体は3.4%に減少する。これは自治体が社会復帰施設を設置した後は、運営を民間団体へ委託していることを示し、公設・民営方式が定着しつつあることが窺える。特に市街地での施設の設置を考えると、不動産の確保を民間の財力で行うことは無理であり、自治体の既存の建物等を活用することは、有効で

ある。さらに公共施設の一部を使用する場合は、他の市民サービス部門と共用することになり、精神障害者と一般市民との自然な交わりの場ともなっている事例も見られる。

なお、精神保健福祉法第 49 条では、市町村はサービス利用についての相談に応じ必要な助言をする業務を地域生活支援センターに委託できることになっているが、実際に委託しているのは 301 市町村であることが今回の調査で初めてわかった。

### 3. 社会復帰施設利用者の精神科再入院について

今回の調査から、社会復帰施設を退所した後の状態を、居住地と活動に分けそれぞれ詳しく状況を把握できた。特に入所型の社会復帰施設退所後の居住地をみると、精神科入院が福祉ホーム B 型 61.5%、福祉ホーム 37.6%、入所授産施設 34.3%、グループホーム 29.7%、生活訓練施設 27.9% である。

これは、13 年度中に「退所した人」のうち「精神科に入院した人」の割合である。

全国精神障害者社会復帰施設協会が行った「社会復帰施設の転機状況調査」(275 施設) によると、13 年度の入所型社会復帰施設利用者 3,230 人(年度当初利用者 + 年度中の新規利用者 - 年度中の退所者) のうち年度中に「精神科に入院した人」は 549 人でこれを「再入院率」とすると 17.0% となる。14 年度もほぼ同様の結果であ

った。

社会復帰施設利用者の再入院をどのように評価すべきは、意見が分かれることもあるが、今回、他調査との比較ができたことは、意義のあることであった。

また、社会復帰施設では再入院について休憩入院として必要なことと考えていることや、再入院となても 3 ヶ月以内では 6 割以上の施設で居室が確保されている状況なども考慮される必要がある。社会復帰施設の再入院の問題を単なる施設援助の視点からのみ論じることなく、利用者ひとり一人の生活状況への関わりとして捕らえたいものである。

この視点で考えれば、社会復帰施設の援助業務について統計的な把握、客観的な把握方法が不可欠となるが、今のところケアマネジメントによることが合理的であろう。

### E. 結論

以上の調査結果と考察から次の結論を得た。

- ①社会復帰施設は、国の整備方針、運営費の交付方針などの影響を強く受ける。しかし、自治体の判断、方針が優先されるべきである。
- ②地域生活支援センターは、公設・民営方式をさらに拡大する必要がある。
- ③社会復帰施設の機能を評価する上で、当面はケアマネジメントを活用できる。

表1 開設者（13年度）

	開設者									合計
	社会福祉法人	医療法人	都道府県	市町村	社団・財団法人	NPO法人	その他の法人	任意団体	その他	
生活訓練施設	59 (23.8%)	161 (64.9%)	10 (4.0%)	3 (1.2%)	13 (5.3%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	248 (100.0%)
福祉ホーム	33 (26.2%)	81 (64.3%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	5 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	4 (3.1%)	0 (0.0%)	126 (100.0%)
通所授産施設	199 (71.6%)	32 (11.5%)	2 (0.7%)	28 (10.1%)	10 (3.6%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	278 (100.0%)
入所授産施設	10 (38.5%)	15 (57.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (100.0%)
福祉工場	10 (66.6%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
地域生活支援センター	125 (38.5%)	118 (36.3%)	4 (1.3%)	56 (17.2%)	18 (5.5%)	3 (0.9%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	325 (100.0%)
福祉ホームB型	4 (8.3%)	40 (83.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
社会復帰合計(1)	440 (41.2%)	450 (42.2%)	17 (1.6%)	88 (8.3%)	52 (4.9%)	8 (0.7%)	3 (0.3%)	6 (0.6%)	2 (0.2%)	1,066 (100.0%)
グループホーム(2)	185 (18.8%)	395 (40.0%)	3 (0.3%)	9 (0.9%)	78 (7.9%)	43 (4.4%)	4 (0.4%)	248 (25.1%)	22 (2.2%)	987 (100.0%)
総合計	625 (30.4%)	845 (41.2%)	20 (1.0%)	97 (4.7%)	130 (6.3%)	51 (2.5%)	7 (0.3%)	254 (12.4%)	24 (1.2%)	2,053 (100.0%)
(1)+(2)										

(6.30調査結果を一部改編)

表2 運営者（13年度）

	運営者									合計
	社会福祉法人	医療法人	都道府県	市町村	社団・財団法人	NPO法人	その他法人	任意団体	その他	
生活訓練施設	60 (24.2%)	162 (65.3%)	7 (2.9%)	2 (0.8%)	15 (6.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	248 (100.0%)
福祉ホーム	33 (26.2%)	81 (64.2%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	6 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	4 (3.2%)	0 (0.0%)	126 (100.0%)
通所授産施設	220 (79.1%)	32 (11.5%)	0 (0.0%)	8 (2.9%)	14 (5.0%)	4 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	278 (100.0%)
入所授産施設	10 (38.5%)	15 (57.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (100.0%)
福祉工場	10 (66.6%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
地域生活支援センター	137 (42.2%)	122 (37.5%)	1 (0.3%)	10 (3.1%)	25 (7.7%)	16 (4.9%)	2 (0.6%)	12 (3.7%)	0 (0.0%)	325 (100.0%)
福祉ホームB型	4 (8.3%)	40 (83.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
社会復帰	474 (44.4%)	455 (42.6%)	8 (0.8%)	21 (2.0%)	66 (6.2%)	21 (2.0%)	4 (0.4%)	16 (1.5%)	1 (0.1%)	1,066 (100.0%)
グループホーム(2)	191 (19.4%)	397 (40.2%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)	68 (6.9%)	44 (4.5%)	4 (0.4%)	256 (25.9%)	22 (2.2%)	987 (100.0%)
総合計	665 (1) + (2) (32.4%)	852 (41.5%)	8 (0.4%)	26 (1.3%)	134 (6.5%)	65 (3.2%)	8 (0.4%)	272 (13.2%)	23 (1.1%)	2,053 (100.0%)

(6.30調査結果を一部改編)

表3 利用実人員数（14年6月30日現在）

	H14年6月30日現在の利用実人員数					定員	実利用人員 ／ 定員
	20歳 未満	～40歳 未満	～65歳 未満	65歳 以上	合計		
生活訓練施設	28 (0.7%)	1,165 (30.9%)	2,324 (61.5%)	260 (6.9%)	3,777 (100.0%)	5,040	74.9%
福祉ホーム	3 (0.3%)	258 (25.2%)	677 (66.1%)	86 (8.4%)	1,024 (100.0%)	1,286	79.6%
通所授産施設	66 (1.0%)	2,997 (47.4%)	3,129 (49.6%)	125 (2.0%)	6,317 (100.0%)	6,125	103.1%
入所授産施設	2 (0.3%)	132 (23.4%)	391 (69.2%)	40 (7.1%)	565 (100.0%)	714	79.1%
福祉工場	0 (0.0%)	141 (45.3%)	168 (54.0%)	2 (0.7%)	311 (100.0%)	421	73.9%
福祉ホームB型	0 (0.0%)	91 (12.9%)	469 (66.5%)	145 (20.6%)	705 (100.0%)	968	72.8%
社会復帰合計(1)	99 (0.8%)	4,784 (37.7%)	7,158 (56.3%)	658 (5.2%)	12,699 (100.0%)	14,554	87.3%
グループホーム(2)	9 (0.2%)	1,022 (21.3%)	3,305 (68.9%)	461 (9.6%)	4,797 (100.0%)	5,366	89.4%
総合計	108 (0.6%)	5,806 (33.2%)	10,463 (59.8%)	1,119 (6.4%)	17,496 (100.0%)	19,920	

(6.30調査結果を一部改編)

表4 利用前の居住地(平成13年度)

	新規利用者数	利用前の居住地				
		在宅	社会復帰施設等	精神科入院	その他	不明
生活訓練施設	2,647	524	103	1,945	64	11
	100%	19.8%	3.9%	73.5%	2.4%	0.4%
福祉ホーム	438	71	97	262	8	0
	100%	16.2%	22.1%	59.8%	1.8%	0.0%
通所授産施設	1,767	1,236	304	180	47	0
	100%	69.9%	17.2%	10.2%	2.7%	0.0%
入所授産施設	257	33	45	174	5	0
	100%	12.8%	17.5%	67.7%	2.0%	0.0%
福祉工場	96	72	21	3	0	0
	100%	75.0%	21.9%	3.1%	0.0%	0.0%
グループホーム	1,293	315	367	532	79	0
	100%	24.4%	28.4%	41.1%	6.1%	0.0%
地域生活支援センター	5722	4460	528	396	73	265
	100%	78.0%	9.2%	6.9%	1.3%	4.6%
福祉ホームB型	469	26	78	362	3	0
	100%	5.6%	16.6%	77.2%	0.6%	0.0%
合計	12,689	6,737	1,543	3,854	279	276
	100%	53.1%	12.1%	30.4%	2.2%	2.2%

(6. 30調査結果を一部改編)

表5 利用前の勤務等の状況(平成13年度)

	新規利用者 数	利用前の勤務等の状況								
		常用雇用	臨時の雇用	自営業	授産施設等	精神科デイ ケア等通所	在宅	精神科入院	その他	不明
生活訓練施設	2,647	11	21	4	120	247	234	1,942	56	12
	100%	0.4%	0.8%	0.2%	4.5%	9.3%	8.8%	73.4%	2.1%	0.5%
福祉ホーム	438	5	6	2	47	56	45	255	22	0
	100%	1.1%	1.4%	0.5%	10.7%	12.8%	10.3%	58.2%	5.0%	0.0%
通所授産施設	1,767	23	61	6	282	336	717	231	109	2
	100%	1.3%	3.4%	0.3%	16.0%	19.0%	40.6%	13.1%	6.2%	0.1%
入所授産施設	257	4	1	0	22	12	19	174	25	0
	100%	1.6%	0.4%	0.0%	8.5%	4.7%	7.4%	67.7%	9.7%	0.0%
福祉工場	96	2	5	0	22	22	36	5	4	0
	100%	2.1%	5.2%	0.0%	22.9%	22.9%	37.5%	5.2%	4.2%	0.0%
グループホーム	1,293	29	38	3	316	213	94	523	71	6
	100%	2.2%	2.9%	0.2%	24.4%	16.5%	7.3%	40.5%	5.5%	0.5%
地域生活支援 センター	5,722	212	214	46	979	886	2,117	405	236	627
	100%	3.7%	3.7%	0.8%	17.1%	15.5%	37.0%	7.1%	4.1%	11.0%
福祉ホームB型	469	2	4	0	25	65	9	362	2	0
	100%	0.4%	0.9%	0.0%	5.3%	13.9%	1.9%	77.2%	0.4%	0.0%
合計	12,689	288	350	61	1,813	1,837	3,271	3,897	525	647
	100%	2.3%	2.7%	0.5%	14.3%	14.5%	25.8%	30.7%	4.1%	5.1%

(6. 30調査結果を一部改編)

表6 退所後の居住地(平成13年度)

	退所者数	退所後の居住地						
		在宅	他の社会復帰施設等	精神科入院	高齢者福祉施設	その他	死亡	不明
生活訓練施設	2,219	977	424	620	40	112	36	10
	100.0%	44.0%	19.1%	27.9%	1.8%	5.1%	1.6%	0.5%
福祉ホーム	386	138	79	145	2	17	3	2
	100.0%	35.7%	20.5%	37.6%	0.5%	4.4%	0.8%	0.5%
通所授産施設	1,226	852	131	144	4	48	41	6
	100.0%	69.5%	10.7%	11.8%	0.3%	3.9%	3.3%	0.5%
入所授産施設	198	69	33	68	4	17	6	1
	100.0%	34.8%	16.7%	34.3%	2.0%	8.6%	3.0%	0.5%
福祉工場	59	36	4	11	0	8	0	0
	100.0%	61.0%	6.8%	18.6%	0.0%	13.6%	0.0%	0.0%
グループホーム	774	295	126	230	19	73	26	5
	100.0%	38.1%	16.3%	29.7%	2.5%	9.4%	3.4%	0.6%
地域生活支援センター	521	237	30	66	3	15	61	109
	100.0%	45.5%	5.7%	12.7%	0.6%	2.9%	11.7%	20.9%
福祉ホームB型	65	12	7	40	0	4	2	0
	100.0%	18.5%	10.8%	61.5%	0.0%	6.1%	3.1%	0.0%
合計	5,448	2,616	834	1,324	72	294	175	133
	100.0%	48.0%	15.3%	24.3%	1.3%	5.4%	3.2%	2.5%

(6. 30調査結果を一部改編)

表7 退所後の勤務等の状況(平成13年度)

	退所者数	退所後の勤務等の状況									
		常用雇用	臨時の雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明
生活訓練施設	2,219	46	77	10	380	554	349	618	130	36	19
	100.0%	2.1%	3.5%	0.4%	17.1%	25.0%	15.7%	27.8%	5.9%	1.6%	0.9%
福祉ホーム	386	8	13	0	64	64	57	147	28	3	2
	100.0%	2.1%	3.3%	0.0%	16.6%	16.6%	14.8%	38.1%	7.2%	0.8%	0.5%
通所授産施設	1,226	76	179	7	217	107	374	151	61	41	13
	100.0%	6.2%	14.6%	0.6%	17.7%	8.7%	30.5%	12.3%	5.0%	3.3%	1.1%
入所授産施設	198	4	7	1	18	27	44	68	22	6	1
	100.0%	2.0%	3.6%	0.5%	9.1%	13.6%	22.2%	34.4%	11.1%	3.0%	0.5%
福祉工場	59	0	7	0	4	7	22	9	6	0	4
	100.0%	0.0%	11.8%	0.0%	6.8%	11.9%	37.3%	15.3%	10.1%	0.0%	6.8%
グループホーム	774	37	32	2	146	138	87	229	51	31	21
	100.0%	4.8%	4.1%	0.3%	18.9%	17.8%	11.2%	29.6%	6.6%	4.0%	2.7%
地域生活支援センター	521	12	22	0	51	34	118	68	31	61	124
	100.0%	2.3%	4.2%	0.0%	9.8%	6.5%	22.6%	13.1%	6.0%	11.7%	23.8%
福祉ホームB型	65	1	5	0	0	8	6	40	3	2	0
	100.0%	1.5%	7.7%	0.0%	0.0%	12.3%	9.2%	61.6%	4.6%	3.1%	0.0%
合計	5,448	184	342	20	880	939	1,057	1,330	332	180	184
	100.0%	3.4%	6.3%	0.4%	16.1%	17.2%	19.4%	24.4%	6.1%	3.3%	3.4%

(6. 30調査結果を一部改編)

平成14年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
精神病院・社会復帰施設の評価及び情報提供のあり方に関する研究  
分担研究報告書  
『精神科医療施設における診療情報開示のあり方に関する研究』

分担研究者；佐藤忠彦（社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会・桜ヶ丘記念病院）  
研究協力者；荒田寛（国立精神・神経センター精神保健研究所）  
伊藤弘人（国立保健医療科学院）  
岩下覚（社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会・桜ヶ丘記念病院）  
浦田重治郎（国立精神・神経センター武藏病院）  
斎藤慶子（全国保健・医療・福祉心理職能協会、医療法人高仁会  
・戸田病院）  
白石弘巳（東京都精神医学総合研究所）  
羽藤邦利（医療法人邦秀会・代々木の森診療所）  
藤澤大介（社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会・桜ヶ丘記念病院）  
丸山英二（神戸大学法学部）  
山角駿（財団法人・花園病院）

研究要旨： 診療情報開示、すなわち「カルテ開示」は、日本では「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会報告書」と日本医師会の指針の発表以後、医療諸団体の指針策定、情報公開法施行、個人情報保護法案の国会上程等が行われ、急速に進展している。精神医学・医療の領域でも、「今後の精神保健医療福祉施策について」（平成14年12月）において、情報提供の推進が謳われている。しかし、有意義な実践のためには、精神医学・医療の領域は、他の診療各科と同様にさまざまな課題や条件と環境とを整備することが求められていると同時に、固有の特性があることにより、日常の臨床現場において有効なカルテ開示を行うためには、その方法論を確立することが必要である。とくに、個人情報保護法案が成立し、「原則開示」に転換となる暁には、非開示ないし慎重な開示とすべき臨床判断に際しては、その具体的な要件や基準の公開、説明責任と透明性が求められる。本分担研究は精神科医療施設におけるカルテ開示のあり方を提示するために計画された。初年度（平成12年度）は、論点整理を行い、2年度（平成13年度）は、19の精神科医療施設に対してアンケート調査を行い、各精神科医療施設の対応状況と実際に生じている課題を検討した。3年度にあたる本年度（平成14年度）は、精神科医500人に対してアンケート調査を実施したほか（回収率41.8%）、収集した事例や米国の現状を検討し現状分析を行った。アンケートの結果では、各所属施設の対応は未だ十分とはいえないが、調査対象とした一